



令和6年度

# もめごと・なやみごと・苦情相談

～人権・行政相談～



成田市では、様々なもめごと・なやみごと（名誉毀損・差別・相隣関係・いやがらせなど、人権侵害に関わること）について、人権擁護委員が相談をお受けする「もめごと・なやみごと・苦情相談」の相談会を開催しております。



## 人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権に関する相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力をして人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしている方々です。

## どんな相談に乗ってくれるの？

- 差別や虐待
- 職場や学校でのいじめ
- パワーハラスメント
- セクシュアルハラスメント
- パートナーや親からの暴力
- 近隣トラブル
- …などです。

誰にも相談できず、ひとりで悩んでいることはありませんか？  
相談の秘密は守ります。安心して相談してください。（相談無料）

### 【相談日】●予約は不要です●

4月23日(火)・5月28日(火)・6月4日(火)・7月23日(火)  
8月27日(火)・9月24日(火)・10月22日(火)・11月26日(火)  
12月3日(火)・1月28日(火)・2月25日(火)・3月25日(火)

相談時間	午前10:00～12:00(受付 午前11:30まで) 午後1:00～3:00(受付 午後2:30まで)
相談会場	成田市花崎町760番地 市役所2階 市民協働課 市民相談室
問い合わせ先	成田市市民協働課 ☎0476-20-1507

### 【法務省人権擁護局では、電話相談も行っています】

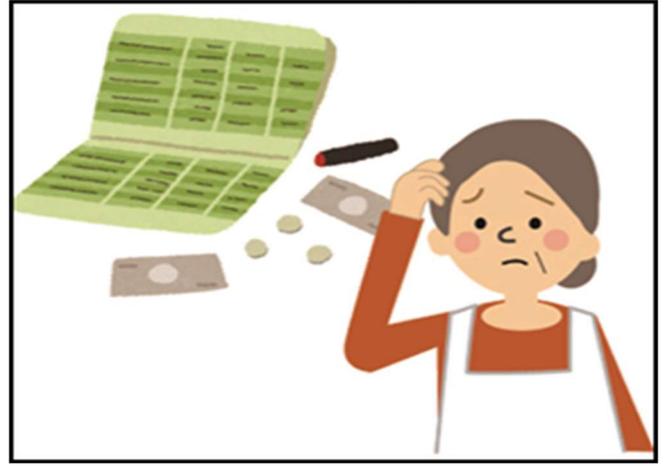
- みんなの人権110番 ☎0570-003-110
- こどもの人権110番 ☎0120-007-110(通話料無料)
- 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

\*受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

# お困りごとはありませんか？



(道路の段差をなくしてほしい)



(困りごとがあるが、どうすればよいか分からない)



(サービスの制度やしくみが分からない)



(役所の相談先が分からない)

総務省の行政相談委員が「行政困りごと相談所」を開設しています。

(相談無料・秘密厳守)

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、無報酬のボランティアとして、行政への苦情・要望・意見を受け付け、助言や行政機関に対して改善の申入れなどを行っています。

**毎月第4火曜日(原則) 10:00~15:00**

**場所: 成田市役所内会議室**



(担当行政相談委員)

**深山 芳文委員**

**大木 孝男委員**

**加瀬 京子委員**

❖お問い合わせ先: 成田市 市民協働課

(TEL: 0476-20-1507)

総務省千葉行政監視行政相談センター (TEL: 043-246-9821)